

独立行政法人国立印刷局の平成 28 年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条の 4 の規定に基づく評価結果の業務運営の改善及び事業計画への反映状況については、以下のとおりである。

平成 28 年度評価における課題、改善事項（※1）	平成 29 年度業務運営の改善への反映状況（※2）	平成 30 年度事業計画への反映状況（※3）
該当なし	—	—

※1 国立印刷局の平成 28 年度の業務実績に関する評価書（平成 29 年 9 月 1 日付け財務省理財局）から該当箇所を抜粋した上で記載する欄。

※2 平成 29 年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載する欄。

※3 平成 30 年度事業計画から該当箇所を記載する欄。